



発行 東京都

目次

告示

○公共測量の実施(五件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....

告示

●東京都告示第千三百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(用地実測図作成及び補助基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区清水三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十四年五月九日から同年十月十日まで

●東京都告示第千三百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点管理(三級基準点座標変換))
- 三 測量の区域 豊島区地内
- 四 測量の期間 平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第千三百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区一之江六丁目、一之江七丁目、北葛西一丁目、船堀二丁目、船堀三丁目、船堀四丁目、船堀五丁目、船堀六丁目、船堀七丁目、春江町四丁目、春江町五丁目、江戸川五丁目、江戸川六丁目、西瑞

四 測量の期間 江四丁目及び西瑞江五丁目各地内 平成二十四年八月二十七日から平成二十五年三月三十日まで

●東京都告示第千三百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点改測)
- 三 測量の区域 江戸川区地内
- 四 測量の期間 平成二十四年八月二十七日から平成二十五年三月三十日まで

●東京都告示第千三百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧(座標変換)測量)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十四年八月二十七日から平成二十

五年三月二十九日まで

●東京都告示第千三百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十三日

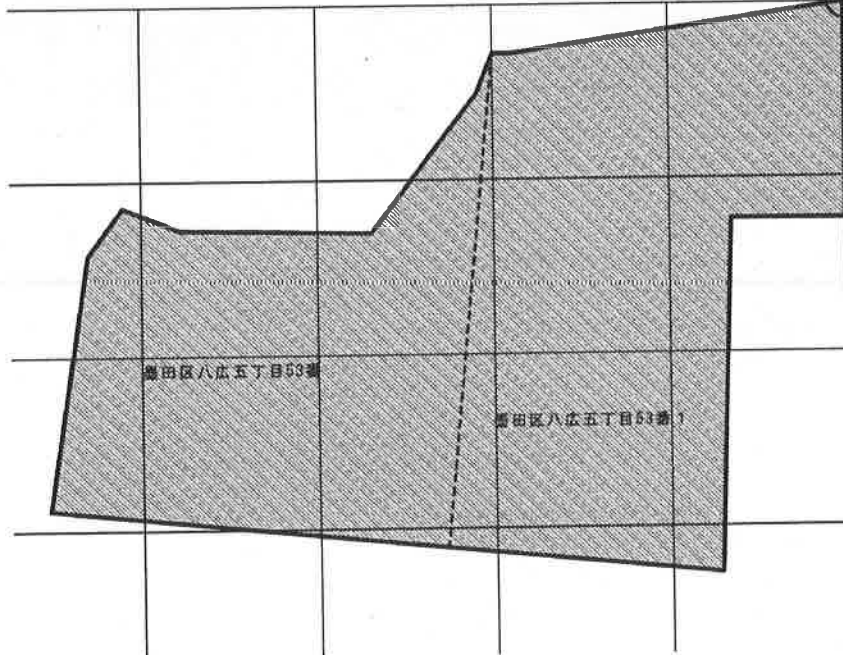
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区八広五
 丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、
 トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びそ
 の化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及
 びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及び
 その化合物

4.2°
起点



【起点】

起点は、調査対象地(墨田区八広五丁目53番1)の最北端とする。

【格子の回転角度】 4.2度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方
向及び南北方向に引いた線並びにこれら
と平行して10m間隔で引いた線により
形成されている格子を、起点を支点とし
て右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- - - 筆境界線
- 形質変更時要届出区域

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)
 電話 〇三(五三三二)一一一一

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

山浦印刷株式会社
 東京都文京区関口二丁目三九番一〇号
 電話 〇三(三三三三)四七一一

郵便番号 112-0014



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（七件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…五
- 都道の区域変更（五件）……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…九
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二〇
- 特定非営利活動法人の仮認定……………（同）…二〇
- 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推

- 進のための導入推奨機器指定要綱の一部改正……………（環境局都市地球環境部計画調整課）…二〇
- 争議行為の予告（二件）……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三
- 消防法に基づく命令……………（東京消防庁）…二五

正誤

- 平成二十四年九月十三日付東京都告示第千三百六十七号………………五
- 平成二十四年十二月二十一日付東京都規則第百七十八号………………六

告示

●東京都告示第三百二十三号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十五年三月十三日

- 一 公聴会を行う日時 平成二十五年三月二十一日（木曜日）午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第一本庁舎三十三階S五特別会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係（東京都庁第一本庁舎三階）

新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区六本木三丁目一番二十八号
 所氏名 六本木三丁目東地区市街地再開発組合

建築敷地 港区六本木三丁目十二番四十一ほか

地域地区 第二種住居地域、商業地域及び防火地域等

申請の概要

- 工事種別 増築
- 及び用途 共同住宅、自動車車庫、事務所、集会場、飲食店、物販店舗及び変電所
- 敷地面積 約一七、三七二平方メートル
- 建築面積 約九、九六一平方メートル
- 延べ面積 約二〇二、五〇四平方メートル
- 構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
- 高さ 二四二・〇メートル
- 適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第三百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎弘人

特別養護老人ホーム 東村山市諏訪町二丁目二十六番
白十字ホーム 地一

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月十三日

東京消防庁

中野消防署長 大 東 薫

一 防火対象物の所在地 中野区中央四丁目一番四号 B
Fビル二階

二 防火対象物の名称 レンタルビデオルーム ニュー
ロン

三 命令を受けた者 サンポー株式会社
代表取締役 山崎 悦子

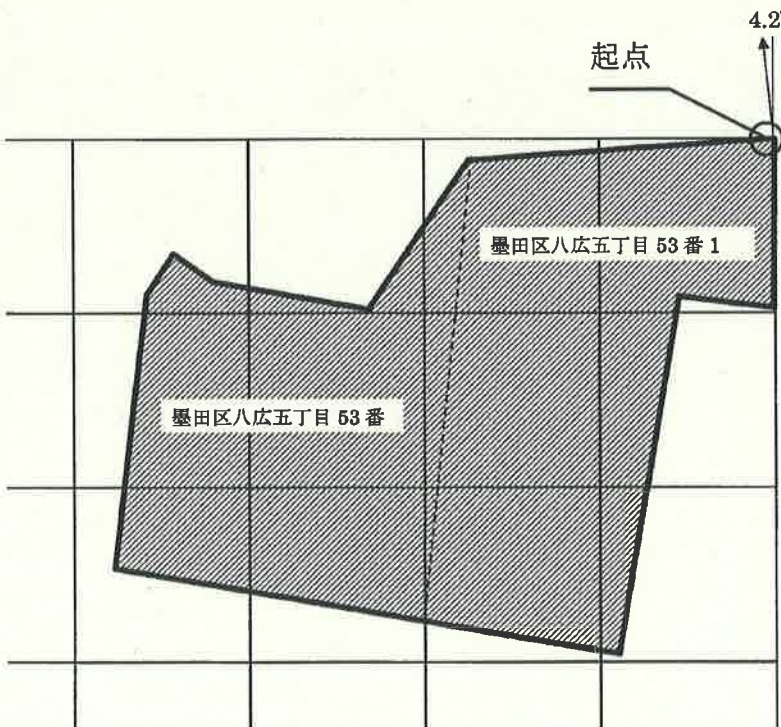
四 命令事項 平成二十五年三月三十一日まで
に、二の防火対象物の店舗内の
避難通路に面して設ける遊興の
用に供する個室の戸（外開きに
限る。）を、当該戸を開放した
場合において自動的に閉鎖する
ものとするにより、避難上
有効に管理すること

五 命令年月日 平成二十五年二月二十六日

正 誤

○平成二十四年九月十三日付東京都告示第千三百六十七号
二ページ下段の別図を次のように訂正する。

別図



【起点】
起点は、調査対象地（墨田区八広五丁目
53 番 1）の最北端とする。

【格子の回転角度】 4.2 度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方
向及び南北方向に引いた線並びにこれら
と平行して 10m 間隔で引いた線により
形成されている格子を、起点を支点とし
て右回りに回転した角度を示す。

- 【凡例】
- 調査対象地
 - 単位区画
 - 筆境界線
 - ▨ 形質変更時要届出区域